

平成31年度 耐震改修促進税制について

所得税

旧耐震基準（昭和56年5月31日以前の耐震基準）により建築された住宅を現行の耐震基準（昭和56年6月1日以降の耐震基準）に適合させる耐震改修を行った場合について、当該耐震改修に係る標準的な工事費用相当額（上限：250万円）の10%がその年分の所得税額から控除されます。（適用期限：平成21年1月1日～平成33年12月31日）

※税額控除の対象金額は、住宅耐震改修費用の額から当該住宅耐震改修に関して交付される補助金（丸亀市民間住宅耐震対策支援事業による補助金）の額を控除した額となります。

◆主な要件

- ①その者が主として居住の用に供する家屋であること
- ②家屋が昭和56年5月31日以前に着工されたものであること
- ③改修前の家屋が現行の耐震基準に適合しないものであること

◆適用を受けるために必要なこと

確定申告の際、以下の書類を税務署に提出してください。

- ①住宅耐震改修特別控除額の計算明細書（税務署にて取得してください。）
- ②住宅耐震改修証明書（改修工事を行った事業者等に証明を依頼してください。証明書の発行には1週間程度かかる場合があります。）
- ③請負契約書等（改修費用の額を明らかにする書類）
- ④交付を受ける補助金等の額を証する書類（交付確定通知書等）
- ⑤住宅耐震改修を行った家屋の登記事項証明書

標準的な工事費用相当額とは以下の表の左欄の項目に応じ中欄の金額に右欄の数字を乗じたものの合計額とします。

改修工事内容	単位あたりの金額	単位
木造の住宅（以下「木造住宅」という。）の基礎に係る耐震改修	15,900円	当該家屋の建築面積 (単位 m ²)
木造住宅の壁に係る耐震改修	23,400円	当該家屋の床面積 (単位 m ²)
木造住宅の屋根に係る耐震改修	20,200円	当該耐震改修の施工面積 (単位 m ²)
木造住宅の基礎、壁及び屋根に係るもの以外の耐震改修	34,700円	当該家屋の床面積 (単位 m ²)
木造住宅以外の住宅の壁に係る耐震改修	78,000円	当該家屋の床面積 (単位 m ²)
木造住宅以外の住宅の柱に係る耐震改修	2,552,000円	当該耐震改修の箇所数
木造住宅以外の住宅の壁及び柱に係るもの以外の耐震改修	267,600円	当該家屋の床面積 (単位 m ²)

固定資産税

昭和 57 年 1 月 1 日以前から所在していた住宅について、一定の耐震改修を行った場合には、その住宅に係る固定資産税（120 m²相当部分まで）の税額を以下のとおり減額します。

【固定資産税額の減額措置の概要】

平成 25 年 1 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間に、耐震改修を実施した場合、当該住宅に係る翌年度分の固定資産税について、税額の 2 分の 1を減額する。

◆主な要件

- ①昭和 57 年 1 月 1 日以前から所在する住宅であること
- ②現行の耐震基準に適合する耐震改修であること
- ③耐震改修に要した費用が 1 戸あたり 50 万円以上であること

◆適用を受けるために必要なこと

耐震改修工事完了後 3 ヶ月以内に、住宅耐震改修に伴う減額申告書に、以下の書類又はその写しを添付し、丸亀市役所税務課にて申告をしてください。

- ①住宅耐震改修証明書（平成 29 年 4 月 1 日前に耐震改修が完了した住宅については、固定資産税減額証明書）※
- ②耐震改修に要した費用を証する書類（請負契約書及び領収書等）
- ③建物平面図

※ 証明書は、改修工事を行った事業者（登録された建築士事務所に属する建築士）、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関等に証明を依頼して下さい。

丸亀市民間住宅耐震対策支援事業費補助金交付要綱（平成 23 年要綱第 36 号）に基づく耐震改修工事の補助金の交付を受けた方は、丸亀市役所 都市計画課にて証明書の発行ができます。証明書の発行には 1 週間程度かかります。

○住宅耐震改修に伴う減額申告書は丸亀市役所 税務課 家屋・償却資産担当にございます。

○対象区域の限定はありません。

○法人所有の住宅を耐震改修した場合にも適用になります。